

第 号
令和 年 月 日

殿

税務署長 ⑨

_____免許取消通知書

あなた（貴社）の _____番 _____の _____免許については、下記の理由により令和 ____年 ____月 ____日付で取消しましたから、酒税法第 21 条及び行政手続法第 14 条の規定により通知します。

なお、免許取消し時に所有する酒類（酒母又はもろみ）の半製品についての製造及び酒類の販売を継続しようとする場合には、酒税法第 20 条の規定により必要行為の継続の申請の必要がありますから申し添えます。

記

理 由

（記載要領）

- 1 標題及び本文の _____免許には、酒類（酒母・もろみ）製造免許並びに酒類販売業又は酒類代理（媒介）業免許の区分を記載する。
なお、製造免許については、免許の区分に応じ「清酒製造免許」等と記載する。
- 2 理由は、次の記載例の要領により記載する。
「あなた（貴社）は 県 市 町 丁目 番地の品目の製造場において、令和 ____年 ____月 ____日から令和 ____年 ____月 ____日までの間、品目を製造しなかったものと認められ、酒税法第 ____条第 ____号に該当するものであります。」
- 3 構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 25 条第 4 項又は同法第 26 条第 3 項の規定により酒類の製造免許を取り消す場合は、本文中「酒税法第 21 条及び」を抹消する。

この場合の理由は、次の記載例の要領により記載する。

(例 1) あなた（貴社）の受けていた酒類の製造免許に係る構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 25 条第 1 項（又は第 26 条第 1 項）の認定は、同法第 9 条第 1 項の規定により取り消されました。

このことは、同法第 25 条第 4 項（又は第 26 条第 3 項）に規定する酒類の製造免許の取消要件に該当します。

(例 2) あなた（貴社）は、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 25 条第 1 項（又は第 26 条第 1 項）の規定の適用を受ける認定計画特定農業者でなくなりました。

このことは、同条第 4 項（又は第 3 項）に規定する酒類の製造免許の取消要件に該当します。

(例 3) あなた（貴社）は、令和 年 月 日から令和 年 月 日にかけて構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 25 条第 1 項第 1 号に掲げる酒類を販売しておりました。

このことは、同条第 3 項に違反し、同条第 4 項に規定する酒類の製造免許の取消要件に該当します。

4 不要な文字は抹消する。

5 不服申立て等についての教示文を添付する。